

## 遠軽地区広域組合告示第2号

### ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業の入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び同令第167条の5第2項の規定、並びに遠軽地区広域組合財務規則（昭和58年規則第3号）第78条に基づき、総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

平成29年3月6日

遠軽地区広域組合

管理者 佐々木 修一

#### 1 入札に付する事項

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 委託事業名  | 遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業                                  |
| (2) 事業実施場所 | 北海道紋別郡遠軽町向遠軽297番地1ほか                                       |
| (3) 契約期間   | 契約締結の日から平成45年3月31日まで                                       |
| (4) 事業期間   | 運営準備期間：契約の日から平成29年12月31日まで<br>運営期間：平成30年1月1日から平成45年3月31日まで |
| (5) 事業概要   | 遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業実施方針、入札説明書に記載のとおり。                |

#### 2 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の参加資格要件の詳細については、入札説明書に記載のとおり。

#### 3 入札説明書等の公表及び配布

入札説明書等（入札説明書、要求水準書、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案））は、平成29年3月6日（月）から平成29年3月17日（金）までの日曜日、土曜日を除く午前9時から午後5時まで、16 事務局で配布とする。

また、遠軽地区広域組合（以下「組合」という。）のホームページからもダウンロードすることができる。

#### 4 入札説明書等に関する質問の受付

##### (1) 受付期間

第1回：平成29年3月6日（月）から平成29年3月17日（金）午後5時まで。

第2回：平成29年4月19日（水）から平成29年4月21日（金）午後5時まで。

(2) 提出方法

入札説明書「第4章 5 入札に関する手続」を参照すること。

(3) 提出場所

1 6 事務局に提出すること。

(4) その他

入札説明書等に関する質問（第2回）については、資格審査を通過した入札参加者のみが行うことができるものとする。

(5) 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程で組合のホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

また、組合は多くの事業者の参入を促す観点から、公表日以前に回答の一部を公表する場合もある。適宜、組合のホームページにおいて確認すること。

第1回:平成29年3月28日(火)

第2回:平成29年5月2日(火)

5 参加資格申請書類の受付

(1) 入札参加申請書

入札説明書に記載のとおり。

(2) 受付期間

平成29年3月29日(水)から平成29年4月4日(火)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日を除く。

(3) 受付場所

1 6 事務局に提出すること。

6 参加資格審査

組合は、提出された参加表明書及び参加資格申請書等により本件事業の参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行う。

参加資格の審査については、平成29年4月11日(火)に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

7 参加資格要件がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件がないと認められた者は、組合に対しその理由について、次のとおり、書面(様式自由。ただし代表企業の代表印を要する。)により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、平成29年4月25日(火)までに書面により回答する。

(1) 提出期限

平成29年4月18日(火)午後5時まで。

(2) 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス・電子メールによるものは受け付けない。

### (3) 提出先

16 事務務局に提出すること。

## 8 参加資料の配布及び閲覧

### (1) 参加資料1の配布

入札参加希望者は、様式第2号-1により平成29年4月7日(金)午後5時までに、ファックス又は電子メールで申込みをした上、配布を受ける際には、様式第2号-2を提出すること。なお、入札参加希望者はファックス又は電子メールを送付後、電話にて着信の確認を行うこと。

参考資料1の配布は、資格審査を通過した入札参加者のみ行えるものとし、配布する参考資料1の一覧、期間及び場所は入札説明書に示す。

### (2) 参考資料2の閲覧

入札参加希望者は、様式第2号-3により平成29年4月7日(金)午後5時までに、ファックス又は電子メールで申込みをした上、閲覧の際には、様式第2号-4を提出すること。なお、入札参加希望者はファックス又は電子メールを送付後、電話にて着信の確認を行うこと。

参考資料2の閲覧は、資格審査を通過した入札参加者のみ行えるものとし、閲覧する参考資料2の一覧、期間及び場所は入札説明書に示す。

## 9 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。現地見学会への参加を希望する入札参加者は、様式第2号-5により平成29年4月7日(金)午後5時までに、ファックス又は電子メールにて申込みをした上、現地見学会の際に様式第2号-6を提出すること。なお、入札参加者はファックス又は電子メールを送付後、電話にて着信の確認を行うこと。

現地見学会は、資格審査を通過した入札参加者のみ参加できるものとし、期間、対象施設及び留意事項等は入札説明書に示す。

## 10 入札提出書類の提出

入札参加者は、入札説明書「第5章 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。

### (1) 提出日時

平成29年5月31日(水)午前9時30分から午後2時30分までとする。

### (2) 提出方法

持参によるものとする。

### (3) 提出先

16 事務局に提出すること。

### (4) 開札

入札の開札は、次のとおり行う。この際に、入札価格の公表は行わない。

ア 日時

平成29年5月31日（水）午後3時

イ 場所

遠軽町役場 3階 大会議室

#### 1.1 落札者の決定方法

落札者の決定は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般落札方式をもって行う。

#### 1.2 落札者決定基準

遠軽地区広域組合「ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業落札者決定基準」のとおり。

#### 1.3 入札書

入札書を作成するに当たっては、組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 入札書（様式第12号（別紙1～2を含む。））は封筒に入れ、密閉して提出すること。
- (2) 入札価格は、運営期間にわたる対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、事業契約書（案）別紙2に基づいて算出すること。なお、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 入札価格には、消費税及び地方税等を加えないこと。
- (4) 事業計画に関する提案書と整合性を確保すること。

#### 1.4 債務負担行為額

組合は、本件事業に係る債務負担行為額を設定しており、これを踏まえ予定価格を設定しているので、参考までに入札説明書に示す。

#### 1.5 その他

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。なお、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

##### (2) 契約保証金

契約保証金は、運営期間中に組合が支払う各年度の業務委託料の額の100分の10以上の金額とする。ただし、落札者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約保証金に代わる担保として、組合を被保険者とする履行保証保険契約の付保、あるいは組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもってかえることができるものとする。

##### (3) その他、詳細は入札説明書による。

16 事務局

事務局 : 遠軽地区広域組合  
所在地 : 〒099-0492  
北海道紋別郡遠軽町1条通北3-1-1  
(遠軽町役場3階事務室)  
TEL : 0158-42-7600  
FAX : 0158-42-2184  
E-mail : egk@engarukouiki.jp  
ホームページ : <http://www.engarukouiki.jp/gomi01/index.html>